

議会議案第3号

宇治市議会会議規則の一部を改正する規則を制定するについて

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに宇治市議会会議規則第14条第2項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

平成30年10月16日提出

提出者 宇治市議会議会運営委員会  
委員長 宮本 繁夫

宇治市議会議長 坂下 弘 親 様

## 宇治市議会規則第1号

### 宇治市議会会議規則の一部を改正する規則

宇治市議会会議規則（昭和54年宇治市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8節 表決（第67条～第77条）」を  
「第8節 表決（第67条～第77条）」

第8節の2 公聴会、参考人（第77条の2～第77条の8）」  
に改める。

第1章第8節の次に次の1節を加える。

#### 第8節の2 公聴会、参考人

（公聴会開催の手續）

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び知識経験を有する者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者のうちから、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えて

はならない。

- 3 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 第77条の5(公述人の発言)、第77条の6(議員と公述人の質疑)及び第77条の7(代理人又は文書による意見の陳述)の規定は、参考人について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議会における公聴会の開催及び参考人の招致について、所要の改正を行うものであります。